

(第28号議案)

債権の放棄について

1 債権の内容

- (1) 債権の名称 中野区生業資金貸付金
- (2) 債務者
- ①主たる債務者(借受人)(免責)(死亡)
元東京都居住者
- ②連帯保証人(免責)
埼玉県在住者
- (3) 償還総額 2,171,512円
内 訳 貸付金 2,000,000円
利子 171,512円(年利率3%)
- (4) 償還済額 996,000円
内 訳 貸付金 874,353円
利子 121,647円
- (5) 放棄する債権額 1,175,512円
内 訳 貸付金 1,125,647円
利子 49,865円
- (6) 債権発生日 平成4年1月20日
- (7) 当初償還期間 平成4年8月～平成10年1月(66回払い)

2 債権放棄の理由

本債権は、借受人の自動製図機械の購入資金として貸し付けたものである。

借受人は、自己破産に伴い、平成23年10月25日に免責許可決定を受け、平成28年3月9日に死亡した。また、連帯保証人も、自己破産に伴い、平成18年12月6日に免責許可決定を受けたため、本債権を回収する見込みがない。

このため、区の権利を放棄する必要があるので、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づく議決案件として、提案するものである。